

1. 件名: 国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所の核燃料物質使用承認申請に係る行政相談

2. 日時: 令和3年9月17日(金) 17:00~17:40

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※テレビ会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門

本多主任安全審査官、真田安全審査官、矢野安全審査官

国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所

原子力基礎工学研究部門 核物質管理学研究分野 助教

5. 要旨

(1) 国立大学法人京都大学(以下「京都大学」という。)より、今後申請を予定している複合原子力科学研究所における核燃料物質の使用変更承認申請について、当初予定から大幅に遅延していることについて、以下の説明があった。

○令和3年6月25日に実施した面談において、臨界集合体棟における中性子束測定に用いる核燃料物質を含む合金板の使用に伴う使用変更承認申請を6月中に行うと説明した。

○その後、当該申請の内容について、学内で検討したところ、令第41条該当施設である特別核燃料貯蔵室における管理区域の変更を追加で行うこととなった。

○管理区域の変更を含めた申請を早急に行いたいと考えていたが、計画的に申請準備を行うことができず、申請までに3か月ほど時間を要してしまった。この度、申請書の提出準備が整ったので申請したい。

○加えて、特別核燃料貯蔵室における管理区域の変更に伴う保安規定の変更承認申請について、今回申請する使用変更承認後に申請予定としている。保安規定について、12月中旬頃までの承認を希望する。

(2) 原子力規制庁からは、以下の点を伝えた。

○従前から伝えているとおり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)における、核燃料物質の使用者が定めた保安規定の変更の認可に係る標準処理期間は60日間である。

○今回の使用変更承認申請の処分後に保安規定の変更承認の申請を行うという京都大学の計画については、上述の標準処理期間のとおり審査を進めた場合は当然困難である。また、京都大学が希望する12月中旬を考慮した審査も、現時点での原子力規制庁の審査資源を踏まえると、優先的に振り分けることも難しい状況である。このため、早期の申請を行うように求めていたものである。

○いずれにせよ本件については、承認希望時期に対して、適切かつ計画的な工程管理がなされていない状況で申請が計画されているので、申請する際は、適切な工程管理をすること。

○なお、変更内容に対する承認の基準への適合性について不足しているケースが見受けられているので、説明できるよう準備を進めること。

(3) 京都大学からは、以下の回答があった。

○本件については、計画的な工程管理を行うことができず、体制含め不十分な状態で申請準備を進めてしまった結果、申請に遅延が生じた。

○今後、希望時期までに承認が得られるように、変更内容に対する承認の基準への適合性について、説明を行ってまいりたい。

6. 提出資料

なし